

安中市民商品券 事務処理の手引き



令和8年7月版

安中市

はじめに

このたびは、「安中市民商品券事業」の取扱店としてご登録いただき、誠にありがとうございます。

安中市民商品券事業の実施にあたり、取扱店の皆様に、事務手続き、商品・サービスの提供、換金時の留意事項などをご理解いただき、円滑に運営できるよう、本手引きを作成しました。

取扱店の皆様には、本手引きをご確認のうえ、販売やサービスに携わる従業員やご家族の方々にも、記載内容を共有していただきますようお願いいたします。

なお、商品券の発行者は安中市ですが、事業を円滑に運営するため、業務の一部を（株）スター商会に委託しています。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

【本事業の連絡先】

○安中市民商品券事務局（事業受託者：株式会社スター商会）

連絡先① 取扱店の募集、登録に関すること

所在地：〒370-0844 高崎市和田多中町11-37

TEL：027-323-9837

FAX：027-327-6994

Mail：s__star@xp.wind.jp

連絡先② 商品券の換金に関すること

所在地：〒379-0116 安中市安中一丁目23-13（旧安中市役所内）

TEL：027-382-1111 内線1984・1985

○商品券事業全般に関すること

安中市役所商工課商工労働係

所在地：〒379-0192 安中市安中二丁目13-7

TEL：027-382-1111 FAX：027-381-7020

1. 今回お送りしたもの（取扱店セット）

- ・安中市民商品券取扱店登録通知書
- ・安中市民商品券事務処理の手引き（本書）
- ・安中市民商品券 Q&A 取扱店向け（1部）
- ・店頭掲示用ポスター（2枚）
- ・チラシ（5枚）
- ・換金依頼書（5枚）
- ・チラシ及びのぼり旗配布希望確認書（1枚）

2. 取扱店に最初に行ってください

① 安中市民商品券取扱店登録通知書の内容をご確認ください。

訂正や変更が必要な場合は、安中市民商品券事務局（[連絡先①](#)）へご連絡ください。

なお、取扱店登録通知書は紛失しないよう、十分ご注意ください。

② チラシとのぼり旗は、ご希望の店舗に別途配布します。

「チラシ及びのぼり旗配布希望確認書」を、安中市民商品券事務局（**連絡先①**）へご返送ください。また、のぼり旗の設置に必要なポールなどの付属品は、原則として各店舗でご用意ください。

③ ポスターは、店頭などの見やすい場所に掲示してください。

④ ポスター、チラシ、のぼり旗の追加配布は行いません。

ポスター、チラシは必要に応じてコピーしてご使用ください。また、商品券専用ホームページで各種データをダウンロードできます。データは商品券利用期間に限り、自由にお使いいただけます。

⑤ 商品券の取扱いについて、販売やサービスに携わる従業員やご家族の方へ、事前に説明してください。

3. 商品券を利用するお客様への対応

① 商品券の利用期限は、令和9年1月31日（日）までです。

期限を過ぎた場合はご利用いただけません。

② 商品券は、500円券8枚で1冊（額面総額4,000円分）です。

③ 商品券の額面に満たない買い物をした場合でも、お釣りは出ません。

不足分は、現金などでお支払いいただくようお願いいたします。

④ 商品券には偽造防止加工が施されています。

商品券の右側にはレインボー印刷を施しており、虹色のグラデーションが現れます。カラーコピーをしても、このグラデーションは再現されません。

偽造された商品券と判断した場合は、受け取りをお断りするとともに、安中市民商品券事務局（**連絡先②**）または安中市役所商工課商工労働係までご連絡ください。

◇「安中市民商品券」の見本



【表 紙】



【裏表紙】



◎商品券の利用対象とならないもの

- ① 土地及び家屋の購入並びに家賃、地代、駐車場代等の不動産の賃借に関わる支払
- ② たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこ（電子タバコを含む）の購入
- ③ 医療、福祉サービス及び物品の賃貸等への支払
- ④ 有価証券、金券、商品券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等換金性の高いものの購入
- ⑤ 各種支払カード、インターネットアプリケーション等への入金に関わる支払
- ⑥ 国税、地方税、使用料等の租税公課、各種公共料金（電気、ガス、インターネット回線使用料等）の支払
- ⑦ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- ⑧ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するものへの支払
- ⑨ 会費、商品及びサービスの引換券等代金を前払いするものへの支払
- ⑩ 換金及び金融機関への預け入れ
- ⑪ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- ⑫ 前各号に掲げるもののほか、商品券により弁済することを不適當と認める取引

4. 商品と引き換えた商品券（使用済み商品券）の換金について

- ① 商品と引き換えた商品券（使用済み商品券）は、商品券裏面下部の「取扱店使用欄」に事業者名（店舗名）を記入してください。
店舗のスタンプを押していただいても構いません。なお、「取扱店使用欄」に事業者名（店舗名）の記載がない場合は、換金手続きを行うことができませんので、ご注意ください。
- ② 上記①の使用済み商品券を、「換金依頼書」とともに安中市民商品券事務局（**連絡先②**）へ原則持参してください。
郵送をご希望の場合は、事前に安中市民商品券事務局（**連絡先②**）にご連絡ください。
- ③ 受付後、安中市民商品券事務局で「安中市民商品券・換金受付票」を作成し、受付票の取扱店控えをお渡しします。
控えは、換金が完了するまで大切に保管してください。
- ④ 使用済み商品券を審査後、ご指定の金融機関口座へ振り込みます。
- ⑤ 同封の「換金依頼書」が不足した場合は、各登録店舗で必要部数をコピーしてください。
- ⑥ 換金は原則として月2回です。
ただし、8月の換金支払日はありません。最終の換金申請期限は、令和8年3月1日（月）ですので、ご注意ください。換金の申請日程などは、7ページの換金予定表でご確認ください。

【商品券裏面下部】

【利用上のご注意】

- この商品券の利用期限は、令和9年1月31日です。利用期限を過ぎた後はご利用できません。
- この商品券は、各取扱店での会計時に1枚あたり500円分の金券としてご利用できます。また、会計時に複数枚のご利用もできます。
- この商品券は、おつりは出ません。
- この商品券の紛失、盗難、滅失、毀損等による再発行はいたしません。
- この商品券は、現金との交換や現金性の高いもの（金券、商品券、各種カード等へのチャージ、切手、収入印紙等）の購入、雑税や公共料金の支払い、たばこの購入、不動産・金融商品の購入、事業決済資金、特定の宗教・政治団体とのかかわりがあるもの、公序良俗に反するもの、各取扱店で商品券の利用を制限しているもの等にはご利用できません。
- 商品券の取扱店や利用上の注意は、専用のホームページでご確認ください。

※取扱店使用欄（利用済チケットは店舗印を押印して下さい）

利用店舗

記載例※店舗印可

安中市安中 111-111
アンナカ食堂
027-300-0000

5. その他の注意事項

- ① お客様が汚損・破損した商品券をお持ちになった場合は、商品券の通し番号が確認でき、未使用であることや偽造されたものではないことが判別できる状態であれば、商品と引き換えてください。
- ② 取扱店が不正な行為を行い、本事業の信用を失墜させた場合は、取扱店の資格を取り消すことがあります。
- ③ 運営上の規定などについては、「取扱店募集要領」をご参照ください。

【換金依頼書】

令和8年〇月〇日

安中市民商品券 換金依頼書【記載例】

安中市民商品券事務局 宛

取扱店番号： 〇〇1
店 舗 名： 〇〇店
店舗代表者： 安中 二郎
電 話 番 号： 027-400-0000

下記のとおり換金（指定口座への振込）を依頼します。

換金依頼商品券枚数	20 枚
換金（請求）額 （商品券枚数×500円）	10,000 円
連絡担当者名	安中 二郎

※太枠内を記入し使用済み商品券と一緒に安中市民商品券事務局へ持参、又は送付してください。

【安中市民商品券事務局】

〒379-0116 安中市安中一丁目 23-13 旧安中市役所内

事務局使用欄

入力	照合	受付印（事務局）

見 本

令和8年 8月 3日 10時30分

安中市民商品券・換金受付票

店舗名 ○○店 取扱店 番号 001

支払予定日 令和 8年 9月 9日

換金受付枚数 × 20 枚

換金額 (受付枚数 × 500円)

10,000 円

受付印

令和8年 8月 3日 10時30分

安中市民商品券・換金受付票 (取扱店控え)

店舗名 ○○店 取扱店 番号 001

支払予定日 令和 8年 9月 9日

換金受付枚数 × 20 枚

換金額
(受付枚数 × 500円)

10,000 円

受付印

※換金が済むまで大切に保管してください。

安中市民商品券事務局
〒379-0116
安中市安中一丁目23-13 (旧安中市役所内)
TEL : 027-382-1111 (内線1984・1985)

事業受託者：株式会社スター商会
〒370-0844
高崎市和田多中町11-37
TEL : 027-323-9837 FAX : 027-327-6994

安中市民商品券事務局で受付印を
押印したものをお渡しします。
控えは、換金が完了するまで大切
に保管してください。

安中市民商品券の換金について



安中市民商品券事務局（旧安中市役所内）にて換金を受け付けます。

商品券持ち込み期間と換金日は以下のとおりです。※土・日・祝日、年末年始を除く

持込期間	換金日
2026年 8月 3日 ~ 8月 24日	2026年 9月 9日
8月 25日 ~ 9月 7日	9月 28日
9月 8日 ~ 9月 18日	10月 9日
9月 24日 ~ 10月 5日	10月 23日
10月 6日 ~ 10月 19日	11月 11日
10月 20日 ~ 11月 5日	11月 26日
11月 6日 ~ 11月 20日	12月 9日
11月 24日 ~ 12月 8日	12月 25日
12月 9日 ~ 12月 21日	2027年 1月 15日
12月 22日 ~ 2027年 1月 6日	1月 27日
2027年 1月 7日 ~ 1月 21日	2月 10日
1月 22日 ~ 2月 3日	2月 25日
2月 4日 ~ 2月 19日	3月 10日
2月 22日 ~ 3月 1日	3月 25日

換金受付場所

安中市民商品券事務局
(旧安中市役所内)

〒379-0116

安中市安中1-23-13

027-382-1111

(内線1984・1985)

9:00~17:00

※12:00から13:00までは
昼休業となります。

(土・日・祝日、年末年始は休業)



営業日カレンダー

— 持込期間・換金日付 —

2026年8月3日から2027年3月1日まで受付しています。
持込期間によって換金予定日が設定されておりますので、お気をつけください。

■ = 持込期間 ☆ = 換金日

※持込期間と換金日は
同じ色の日付で対応となります。

2026 8月 August

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

2026 9月 September

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

2026 10月 October

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

2026 11月 November

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

2026 12月 December

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

2027 1月 January

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

2027 2月 February

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

2027 3月 March

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

◇安中市民商品券

・発行者：安中市

所在地：〒379-0192 安中市安中二丁目13-7

担 当：みりよく創出部商工課商工労働係

TEL：027-382-1111（内線2621・2627）

・安中市民商品券事務局（事業受託者：(株)スター商会）

連絡先① 取扱店の募集、登録に関すること

所在地：〒370-0844 高崎市和田多中町11-37

TEL：027-323-9837

FAX：027-327-6994

Mail：s__star@xp.wind.jp

連絡先② 商品券の換金に関すること

所在地：〒379-0116 安中市安中一丁目23-13（旧安中市役所内）

TEL：027-382-1111 内線1984・1985

※R8.7.10 作成版